

4 岡山大学薬学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号）の規定に基づき、岡山大学薬学部（以下「本学部」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、薬学に関する基礎及び応用の科学並びに技術を修得させ、薬学に関連する社会的使命を正しく遂行し得る人材を養成するとともに、薬学に関し深く研究を遂行し、社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、本学部に係る教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、本学部教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

(学科)

第6条 本学部に次の学科を置く。

薬学科

創薬科学科

(副学部長)

第7条 本学部副学部長2名を置く。

2 副学部長は、学部長の職務を助け、又は学部長の命によりその職務の一部を担当する。

3 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第8条 本学部各学科に学科長を置く。

2 学科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第9条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目の授業科目の区分、授業科目名、単位数及び履修方法については、別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目名、単位数及び履修方法については、別表第2及び別表第3のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、教授会の議を経て、特別の授業科目を開設することがある。

(授業の方法)

第10条 本学部の授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

2 本学部は教育上有益と認めるときは、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 本学部は教育上有益と認めるときは、第1項の授業を、外国において履修させることがある。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 授業科目、授業担当教員及び授業時間表は学年の始めに公示する。

(履修手続)

第11条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を学部長に届け出て許可を受けなければならない。ただし、学期の中途において開設する授業科目については、その都度届け出て許可を受けるものとする。

2 学生は、他学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学の授業科目の履修)

第12条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることができる。

2 前項の履修を希望する学生は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

3 第1項の規定により学生が他の大学で修得した単位を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することがある。

4 前項の単位の認定は、当該大学の交付する証明書等により教授会が行う。

5 前各項の規定は、本学部の学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなし単位を授与することがある。

2 前項の取扱については、別に定める。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

四 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

五 講義及び演習を併用する場合は、15時間の授業をもって1単位とする

(試験)

第15条 試験は、原則として学期末及び学年末に行う。

2 学生は、各授業科目につき所定の時間講義、演習、実験及び実習に出席しなければ、試験を受けることができない。

(追試験)

第16条 病気その他やむを得ない理由により前条第1項の試験に欠席した者には、追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、医師の診断書又は理由書を添え、速やかに学部長に願い出てその許可を受けなければならない。

(成績評価基準等の明示)

第17条 授業の方法及び内容並びに1年の授業の計画並びに成績評価基準は、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 他学部で修得した単位は、本学部の専門科目に関連がある科目で教授会が適当と認めた場合、8単位以内を卒業の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 本学又は他の大学若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）で履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学等の交付する成績証明書等により教授会が行う。

2 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することがある。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(卒業の要件)

第20条 卒業の要件は、薬学科にあつては6年以上在学し、別表第1及び別表第2に定める卒業要件単位計197単位以上を、創薬科学科にあつては4年以上在学し、別表第1及び別表第3に定める卒業要件単位計138単位以上を修得するものとする。

(転学)

第21条 本学の学生が、他の大学に転学を志願する場合は、学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者が、他の大学に転学する場合は、学部長に退学を願い出て、教授会の議を経て、退学の許可を受けなければならない。

(転学科及び転学部)

第22条 本学部内の転学科及び他学部からの転学部を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項の規定により転学部を志願する者は、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

3 本学部の学生が、本学の他の学部から転学部を志願する場合は、学部長の許可を受けなければならない。

4 転学科及び転学部に関し、必要な事項は、別に定める。

(既修得単位及び在学期間の認定)

第23条 他の大学からの転学、本学の他の学部から転学部又は本学部内で転学科した者の既修得単位及び在学期間の認定は、教授会において行う。

(退学勧告)

第24条 学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、退学を勧告する。

2 退学勧告を受け退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、再入学を許可することがある。

3 退学の勧告の基準、取扱い等については、別に定め公表する。

(科目等履修生)

第25条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の履修の期間は、1学年又は1学期とする。

3 科目等履修生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者

二 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

4 科目等履修生を志願する者は、学年又は学期の始めに所定の願書を学部長に提出しなければならない。

5 科目等履修生については、必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第26条 他の大学の学生で本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、授業及び研究に支障がない限り、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生を志願する者は、学年又は学期の始めに所定の願書を所属する大学を経て学部長に提出し、許可を受けなければならない。

(専攻生)

第27条 本学において特定の専門事項の専攻を希望する者があるときは、授業及び研究に支障がない限り、専攻生を志願することができる。

2 専攻生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 旧制の専門学校を卒業した者

三 教授会において、前2号と同等以上の学力があると認めた者

3 専攻生を志願する者は、学年又は学期の始めに所定の願書を学部長に提出しなければならない。

4 専攻生の在学期間は、1年以内とし、当該年度限りとする。ただし、引き続き専攻を必要とする者は、本人の願い出により在学期間の延長を許可することがある。

(研究生及び委託生)

第28条 本学部において特定の事項について研究を希望する者があるときは、本学部の授業及び研究に支障がない限り、研究生として入学を許可することがある。

第29条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときは、本学部の授業及び研究に支障がない限り委託生として入学を許可することがある。

第30条 第27条第2項から第4項までの規定は、研究生及び委託生に準用する。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学薬学部規程を廃止する規程（平成16年岡大薬規程第1号）により廃止された岡山大学薬学部規程（平成7年岡山大学薬学部規程第1号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定にかかわらず、総合薬学科は、平成18年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成16年度及び平成17年度の入学者については、改正前の第8条、第19条、別表第1及び別表第2に係る規定は、改正後の岡山大学薬学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度の入学者については、改正前の別表第1に係る規定は、改正後の岡山大学薬学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者に係る成績の評価については、改正前の第17条第2項の規定の例による。
- 3 平成19年度以前の入学者に係る教養教育科目の区分等については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者に係る教養教育科目の授業科目群については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第2及び別表3は平成24年度入学者についても適用する。

[教 養 教 育 科 目]

別表第1(第9条関係)

科 目 区 分		授 業 科 目 群	単 位		備 考	卒業要件 単 位	
			必修	選択必修			
ガイダンス科目		薬学ガイダンス	2			2	
主 題 科 目	現代の課題	「現代の課題」グループ科目		8	開講授業科目及び その単位について は、岡山大学教育 開発センター長が 学年の始めに公示 する 4つの主題グループ のうちからそれぞれ 1授業科目2単位以 上を履修		
	人間と社会	「人間と社会」グループ科目					
	健やかに生きる	「健やかに生きる」グループ科目					
	自然と技術	「自然と技術」グループ科目					
個 別 科 目	人文・社会科学	人文・社会科学系科目					
	自然科学	自然科学系科目			※注1 ※注2		
	生命・保健科学	健康・スポーツ科学 するスポーツ演習 みるスポーツ演習 支えるスポーツ演習			4単位まで		
		情報科学	情報処理入門(情報機器の操作を含む)				2単位履修すること が望ましい
		外 国 語 科 目	英語	総合英語1	1		

※注1 化学,物理学,生物学の各実験の中から1単位以上履修することが望ましい

※注2 高校で物理の未修者は,未履修者用の物理関連科目を履修することが望ましい

別表第2(第9条関係)

[薬学科の専門教育科目の授業科目名等]

I 専門基礎科目

授 業 科 目	単 位		配当年次
	必 修	選 択	
物 理 化 学 I	2		1
有 機 化 学 I	2		1
生 物 化 学 I	2		1
生 物 化 学 II	2		1
有 機 化 学 II	2		1
物 理 化 学 II	2		1
卒 業 要 件 単 位	12		

II 専門科目

授 業 科 目	単 位		配当年次
	必 修	選 択	
薬 学 セ ミ ナ ー I		1	1
早 期 体 験 学 習	1		1
S G D 入 門		1	1
基 礎 生 物 学 I	2		1
基 礎 生 物 学 II	2		1
生 薬 学 I	2		1
分 析 科 学 I	2		1
分 析 科 学 II	2		1
薬 用 植 物 学		2	1
無 機 化 学	1		1
薬 学 セ ミ ナ ー II		1	2
ケミカル・バイオハザード学		1	2
生 理 学	2		2
生 物 化 学 III	2		2
分 子 細 胞 生 物 学 I	2		2
分 子 細 胞 生 物 学 II		2	2
生 物 統 計 学	2		2
有 機 化 学 III	2		2
生 薬 学 II	2		2
機 能 性 天 然 素 材 学		2	2
薬 理 学 I	2		2
衛 生 生 薬 学 I	2		2
生 物 薬 剤 学	2		2
薬 品 構 造 解 析 学	2		2
医 薬 品 構 造 解 析 学	2		2
物 理 化 学 III	2		2
物 理 化 学 IV	2		2
微 生 物 学	2		2
生 物 化 学 IV	2		2

授 業 科 目	単 位		配当年次
	必 修	選 択	
有機化学Ⅳ	2		2
放射医薬品学	2		2
製剤学	2		2
人体解剖学	2		2
基礎薬学系実習Ⅰ	1		2
基礎薬学系実習Ⅱ	2		2
基礎薬学系実習Ⅲ	1		2
病理学		2	2・3
分子細胞生物学Ⅲ	2		3
有機化学Ⅴ		2	3
漢方薬学概論	2		3
漢方処方応用学		1	3
薬理学Ⅱ	2		3
薬理学Ⅲ	2		3
薬理学Ⅳ	2		3
衛生薬学Ⅱ	2		3
衛生薬学Ⅲ	2		3
衛生薬学Ⅳ	2		3
毒性学		1	3
癌の生物学Ⅲ		2	3
化学療法学Ⅲ	2		3
免疫疫学Ⅰ	2		3
免疫疫学Ⅱ	2		3
医薬化学Ⅰ	2		3
医薬化学Ⅱ（構造生物学を含む。）		2	3
有機合成反応論		2	3
医薬品情報学	2		3
診断治療学	2		3
衛生薬学系実習Ⅰ	2		3
医療薬学系実習Ⅰ	1		3
医療薬学系実習Ⅱ	1		3
医療薬学系実習Ⅲ	1		3
薬物治療学Ⅰ	2		3
薬物治療学Ⅱ	2		3
医薬品開発学		1	3
薬物動態学	2		3
薬剤師倫理学	1		3
卒業論文基礎実習		6	3・4
薬物治療学Ⅲ	2		4
実務実習事前教育Ⅰ	2		4
実務実習事前教育Ⅱ	2		4
実務実習事前教育Ⅲ	4		4
臨床医薬品治療学Ⅰ	2		4

授 業 科 目	単 位		配当年次
	必 修	選 択	
臨 床 医 薬 品 治 療 学 II	2	2	4
薬 事 法 規 ・ 薬 事 行 政	2		4
コ ミ ュ ニ テ ィ フ ァ ー マ シ ー	1		4
臨 床 薬 物 動 態 学			4
臨 床 病 態 学 I	2		4
臨 床 病 態 学 II	2		4
病 院 実 務 実 習	10	1	5
薬 局 実 務 実 習	10		5
臨 床 薬 学 演 習 I			5・6
臨 床 薬 学 演 習 II			5・6
臨 床 薬 学 演 習 III			5・6
臨 床 薬 学 演 習 IV			5・6
卒業論文実習(卒業制作物を含む。)	12		5・6
卒 業 要 件 単 位	149	4	

別表第3(第9条関係)

[創薬科学科の専門教育科目の授業科目名等]

I 専門基礎科目

授 業 科 目	単 位		配当年次
	必 修	選 択	
物 理 化 学 I	2		1
有 機 化 学 I	2		1
生 物 化 学 I	2		1
生 物 化 学 II	2		1
有 機 化 学 II	2		1
物 理 化 学 II	2		1
卒 業 要 件 単 位	12		

II 専門科目

授 業 科 目	単 位			配当年次
	必修	選択必修	選択	
薬 学 セ ミ ナ ー I			1	1
基 礎 生 物 学 I		2		1
基 礎 生 物 学 II		2		1
生 薬 学 I		2		1
分 析 科 学 I		2		1
分 析 科 学 II		2		1
無 機 化 学		1		1
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 入 門			1	1
植 物 資 源 学		2		1
薬 学 セ ミ ナ ー II			1	2
ケ ミ カ ル ・ バ イ オ ハ ザ ー ド 学			1	2
生 理 学		2		2
生 物 化 学 III		2		2
分 子 細 胞 生 物 学 I		2		2
分 子 細 胞 生 物 学 II		2		2
生 物 統 計 学		2		2
有 機 化 学 III		2		2
生 薬 学 II		2		2
機 能 性 天 然 素 材 学		2		2
薬 理 学 I		2		2
衛 生 生 薬 学 I		2		2
生 物 薬 剤 学		2		2
薬 品 構 造 解 析 学		2		2
医 薬 品 構 造 解 析 学		2		2
物 理 化 学 III		2		2
物 理 化 学 IV		2		2
微 生 物 学		2		2
生 物 化 学 IV		2		2
有 機 化 学 IV		2		2

授 業 科 目	単 位			配当年次
	必修	選択必修	選択	
放 射 医 薬 品 学		2		2
製 剤 学		2		2
人 体 解 剖 学			2	2
基 礎 薬 学 系 実 習 I	1			2
基 礎 薬 学 系 実 習 II	2			2
基 礎 薬 学 系 実 習 III	1			2
病 理 学			2	2・3
分 子 細 胞 生 物 学		2		3
有 機 化 学		2		3
漢 方 薬 学 概 論		2		3
漢 方 処 方 応 用 学			1	3
薬 理 学 II		2		3
薬 理 学 III		2		3
薬 理 学 IV		2		3
衛 生 薬 学 II		2		3
衛 生 薬 学 III		2		3
衛 生 薬 学 IV			2	3
毒 性 学			1	3
癌 の 生 物 学			2	3
分 析 科 学 法		2		3
化 学 療 法		2		3
免 疫 学 I		2		3
免 疫 学 II		2		3
医 薬 化 学 I		2		3
医 薬 化 学 II (構造生物学を含む。)		2		3
有 機 合 成 反 応 論		2		3
医 薬 品 情 報 学			2	3
衛 生 薬 学 系 実 習	2			3
医 療 薬 学 系 実 習 I	1			3
医 療 薬 学 系 実 習 II	1			3
医 療 薬 学 系 実 習 III	1			3
薬 物 治 療 学 I			2	3
薬 物 治 療 学 II			2	3
医 薬 品 開 発 学		1		3
卒 業 論 文 基 礎 実 習			2	3
臨 床 医 薬 品 治 療 学 I			2	4
薬 事 法 規 ・ 薬 事 行 政			2	4
卒 業 論 文 実 習 (卒 業 制 作 物 を 含 む。)	12			4
卒 業 要 件 単 位	21	71以上		
		73		